

トピックス (主な内容)

- 特集記事：P1・P2
・もったいない! 食品ロス
～食育がつなが暮らしと環境～
- 消費生活情報：P3
・消費者教育講演会「消費者とプラスチック製品」
・地域情報：瀬谷区消費生活推進員が地域で活動
- 消費生活関連情報：P4
・消費生活教室のご案内



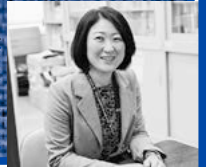
特集記事

もったいない! 食品ロス

～食育がつなが暮らしと環境～

東京農業大学 教授 上岡 美保

【筆者紹介】上岡美保 (かみおか みほ) 東京農業大学 国際食料情報学部 国際食農科学課 教授。同大「食と農」の博物館 副館長。食料・農業・農村政策審議会委員。食育推進会議専門委員 (農林水産省)。専門は農業経済学、食料経済学。著書「食生活と食育」等、多数。NHK・民放各局の教養・情報番組等に多数出演。



1 ご存知ですか? 食品ロスの実態

世界には栄養不足人口 (飢餓に苦しむ人) は約8億人いるといわれています。飢餓の国が存在する一方で、飽食の国々では、多くの食料が無駄に廃棄されています。FAO (国連食糧農業機関) によると、世界の年間の食料廃棄量は、世界の食料生産量の三分の一に相当する13億tと推計され、特に先進国では消費段階での廃棄量が多くなっています。

近年、わが国の食品廃棄も大きな問題となっています。環境省によると年間に排出される可食部とされる食品ロスは643万t (2016年度) で、WFP (世界食料計画) の年間の食料援助量320万t (2015年) の約2倍に相当します。

この年間の食品ロス643万tのうち、食品製造業・関連流通業・外食産業などの事業系の排出量は352万t、私たちの家庭系からのそれは291万t (2016年度) となっています。さらに、家庭系の食品ロスに注目すると、その排出要因は、「食べ残し」38.6%、「過剰除去」30.9%、「直接廃棄」30.5%となっています。こうした食品ロスの大部分が生鮮食品 (野菜



類、果実類等) であることから、食や農に対する意識の薄れや、調理技術の未習得が大きな要因になっているといえます。

2 SDGsと食品ロスの削減

以上のような状況の中で、2015年には国連総会においてSDGs (Sustainable Development Goals) を核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました (2017年度秋号に掲載)。SDGsでは、例えば、①貧困をなくそう、②飢餓をゼロに、③すべての人に健康と福祉を、④つくる責任つかう責任、⑤海の豊かさを守ろう、⑥陸の豊かさも守ろうなど、主として17の目標が掲げられていると同時に、②つくる責任つかう責任の中では、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる、といった目標も掲げられています。

これらの目標の一つ一つをよくみると、全ての項目において、実は私たちの食生活と深い関わりを持っていることが理解できるでしょう。



3 食品ロス削減推進法が公布されました

前述したように、わが国の食品ロスは2016年度で643万tですが、遡ってみると、2015年度で646万t、2014年度で621万t、2013年度で632万t、2012年度で642万tとなっており、決して減少傾向にあるわけではありません。

また、世界でSDGsを目指す機運が高まっていることも相まって、わが国では2019年5月31日に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が公布されました。その大枠は、関連する全ての主体

が国民運動として食品ロスの削減に取り組むこととし、眼前の食品ロスをなくすこと、食品関連企業等で余剰となった食品をフードバンク等に寄付することに対し、国・地方公共団体が支援すること等が盛り込まれています。



4 食品ロス削減には消費者の行動がカギ

事業系の場合、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）の下、食品廃棄物の減量と再生利用が義務づけられています。また賞味期限切れ間近の食品もある程度まとまった量が発生するため、フードバンク等に効率的に寄付することが可能だと考えられます。実際、近年フードバンクに寄付する企業数及びその寄付量も大幅に増加傾向にあります。

家庭系の場合、近年、フードドライブ（家庭からの余剰の食品を集めてフードバンクに寄付すること）などの活動が各地で増えてきています。しかし、まだまだフードドライブについて認知度が高いとはいえません。さらに、家庭での余剰の食品は、少量多品目であること、フードドライブが寄付したい時にいつでも開催されているわけではないことを加味すれば、個人がフードバンクに寄付できる機会は、現状ではまだ限られています。したがって、食品ロスを削減していくためには、食品ロスの約半数を占める家庭からの排出量をできるだけ抑制する必要があり、その意味では、国民一人一人の意識と行動の改善が求められるといえます。

5 食育・食農教育は食品ロス削減の大きな手段

そもそも「食べ残し」「過剰除去」「直接廃棄」による大量の食品ロスはどのように発生するのでしょうか。それは、日本の経済発展の過程で国民が大量生産・大量消費に慣れると共に、生活スタイル、食生活、家族形態などの変化の中で、より簡便で安価なものへとニーズが移っていったことで、調理技術の修得や伝承が困難になったり、「食と農の距離の乖離」（消費者と生産者の距離が離れること）によって、国民の食や農に対する意識の薄れに少なからずつながりしていると考えられます。

農林水産省では、昨年から『「食育」ってどんないいことがあるの？～エビデンス（根拠）に基づいてわかったこと～』というパンフレットを作成し、食育をすることで期待される効果を国民にわかりやすく伝えていきます。その中で、農林漁業体験は食べ残しなどの食行動と大きな関わりがあるとしており、食育や食農教育による国民の農林漁業への理解が食品ロス削減に寄与するとされています。食農教育は決して難しいことではありません。例えば、収穫体験やグリーンツーリズムを通して農業や自然に触れることや、直売所やマルシェの利用で生産者と会話をする、地産地消をするといったことだけでも農業を身近に感じることができます。また、食や農の体験を通して、異世代間や地域での人と人とのつながりも大切にしていきたいですね。

今、私たちに求められていることは、世界の課題についてグローバルに捉えながら、足元から行動することなのではないでしょうか。



一口メモ

【SDGs（持続可能な開発目標）】

2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」に記載された2030年までの17の（国際）目標など。〈外務省〉

【食品ロスの削減の推進に関する法律】

まだ食べられる食品が大量に廃棄されていることから、SDGsの目標12で規定。これを受けた同法は公布後6か月以内に施行。〈消費者庁〉



消費者とプラスチック製品

～求められる暮らしでの取り組み～



【日 時】令和2年1月16日（木）

13：30～15：00（13：15開場）

【会 場】都筑公会堂 第1会議室（都筑区総合庁舎内）

【交 通】市営地下鉄「センター南」駅下車 徒歩約6分

【対 象】横浜市内に在住・在勤・在学の方 定員60名

【申 込】事前の申込みは不要です。当日、先着順。無料

【問合せ】電話：845-5640 F A X：845-7720



【講師】

- 一般社団法人 J E A N
事務局長 小島 あずさ
- グリーン購入ネットワーク
代表理事 戸川 孝則

共催：都筑区役所
後援：資源循環局、他



【瀬谷区】

瀬谷区消費生活推進員は、楽しみながら学べる講座、寸劇・紙芝居、高齢者の見守りや声かけなどを通して、高齢者をはじめとした皆さんが悪質商法などの被害にあわないように活動し、地域の皆さんの安全でより良い消費生活をサポートしています。また、地球温暖化対策の講座や洗剤がいらぬアクリルたわしなどを手作りして、環境に配慮した消費生活の啓発活動に取り組んでいます。

高齢者の消費者被害未然防止の講座

- 地域で行われる高齢者の食事会、サロン、敬老会などの行事に出向いて「出前講座」を開催し、悪質商法の被害や手口を紹介して、被害防止を呼びかけています。
- 区民向けの講演会として、タイムリーな話題をテーマとした「消費生活教室」を横浜市消費生活総合センターと共催で行っています。



イベントなどでの啓発活動

- 地域のお祭りや運動会などで、高齢者の見守りや消費者被害防止についての啓発活動をしています。
- 瀬谷区最大のイベント「瀬谷フェスティバル」で、活動紹介と啓発を行っています。
- 相鉄線瀬谷駅、三ツ境駅で、高齢者が悪質商法の被害に遭わないように呼びかけを行いました。



せやまる

悪質商法の被害から高齢者を守るためには、地域の皆さんの見守りや声かけが大切です！

環境にやさしいエコな生活を紹介

- 消費生活推進員が講師となって、地球温暖化の現状や環境負荷を低減した循環型社会などについてお伝えしています。
- 「アクリルたわし」などを手作りして、環境に配慮した消費生活の啓発に取り組んでいます。



施設見学会

- 消費生活に関する知識と情報を得るため、資源のリサイクルや食の安全に関する施設等を見学しています。



パワフル瀬谷 生活情報展

- 2年ごとに、各地区の啓発活動の取り組みや活動で得た知識・情報をパネル展示などで発信しています。
- 地球にやさしい手作り品の工作・実演や作成方法を紹介しています。



開催日	テーマ	講師	定員
<再掲> 11月21日(木) 13:30~15:30 (開場・受付13:00) 参加費無料	《金沢区役所共催》 不当・架空請求 トラブルにあわないために ～ハガキやメール等に潜む狡猾な手口とは～	神奈川県弁護士会 (消費者問題対策委員会) 弁護士 加藤 武夫	80名
<再掲> 11月25日(月) 13:30~15:30 (開場・受付13:00) 参加費無料	《港北区役所共催》 不当・架空請求 トラブルにあわないために ～ハガキやメール等に潜む狡猾な手口とは～	東京経済大学 現代法学部教授 弁護士 村 千鶴子	300名
12月17日(火) 13:30~15:30 (開場・受付13:00) 参加費無料	《港南区役所共催》 もったいない! 食品ロス ～ムリ・ムダをなくした食生活と食育～	東京農業大学 国際食料情報学部 教授 上岡 美保	80名
1月22日(水) 13:30~15:30 (開場・受付13:00) 参加費無料	《保土ヶ谷区役所共催》 輸入食品の安全性と注意点 ～生鮮・加工食品等のチェックポイント～	消費者問題研究所 代表 垣田 達哉	100名
1月28日(火) 13:30~15:30 (開場・受付13:00) 参加費無料	《神奈川区役所共催》 加速するキャッシュレス決済の行方 ～通貨はどこに? 知っておきたい仕組みと注意点～	山本国際コンサルタンツ 代表 山本 正行	80名

【対 象】横浜市内に在住・在勤・在学の方
 【申込方法】事前の申込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。先着順です。
 【問 合 せ】「消費生活教室」担当 電話：845-5640 F A X：845-7720

計量イベントを実施します!
 ～はかって つくって 暮らし発見～

【日 時】令和元年 11月4日(月・祝) 9:30～16:00
 【場 所】よこはま動物園ズーラシア ＊イベント参加費は無料
 【内 容】クイズラリー、ガチャガチャ等 【問合せ先】840-2020

みんな～おいでよ!

物価に関する 問合せは ◎県物価ダイヤル 県消費生活課 企画グループ 電話:312-1121(代)
 ◎総務省統計局 消費者物価指数 <https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/index-z.html>

横浜市消費生活総合センター
 〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 4F・5F 電話:045-845-5640 FAX:045-845-7720
 作成:公益財団法人横浜市消費者協会(指定管理者) 発行日:10月25日

ホームページ <https://www.yokohama-consumer.or.jp> ツイッター @yokohamasyouhi

QRコード